



光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、
楽しい家庭をつくりましょ
う。
- 一、体力づくりに励み、長生
きの町をつくりましょ
う。
- 一、自然を愛し、美しい郷土
を築きましょ
う。
- 一、教養を高め、互いに規律
を守りましょ
う。
- 一、公共福祉を尊重し、明る
い町をつくりましょ
う。

発行所 光町役場 光町宮川11902 電話 4-1211(代)



県の文化財指定に

銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像

篠本一区の新善光寺(真言宗)
に所蔵されている善光寺式三尊
が四月六日に県の文化財に指定
されました。

この仏像は、三十年に一度御
開帳されるだけでしたのであま
り知られていません。

像高は、中尊の如来像が四七
・五センチ、両脇侍は共に二九・
五センチです。台座に「弘賢」
の刻銘があり、制作年代は鎌倉
時代と考えられています。

今回指定の物を含め、県内で
九つの三尊像が知られていて、
鎌倉時代から室町時代にかけて
浄土教が急速に広まつたことを
示しています。

57 5月号

No. 186